

平成25年10月分からの年金額の改定にかかるQ&A

目次

- Q1 現在、老齢基礎年金の満額（年金額 786,500 円）を受給していますが、今回の特例水準解消によるマイナス 1.0%の年金額は、どのような計算を行うのですか。 …… 1
- Q2 改定後の年金額のお知らせは、いつ送付されますか。 …… 2
- Q3 なぜ、平成 25 年 10 月分からの年金額が、改定前の年金額と比較して引き下げ幅が 1.0%となっていないのですか。 …… 3
- Q4 年金額改定通知書が届く前に改定後の年金額を教えてください。 …… 4
- Q5 なぜ、平成 25 年 10 月分からの年金額が下がったのですか。 …… 5
- Q6 厚生年金基金から年金を受けていますが、国から受けている年金額はどのようになりますか。 …… 6
- Q7 来年に消費税が引き上げられるという時期に、年金額を 2.5%引き下げることは、老後の生活の安定等を図るためという年金の趣旨に反するものではありませんか。 …… 7
- Q8 いつの振込分から、改定後（マイナス 1.0%）の年金額となりますか。 …… 8
- Q9 年金額が低い方などは、年金額を下げないということ是不可能的ですか。 …… 9
- Q10 今後の特例水準解消のスケジュールを教えてください。 …… 10

Q1 現在、老齢基礎年金の満額（年金額 786,500 円）を受給していますが、今回の特例水準解消によるマイナス 1.0%の年金額は、どのような計算を行うのですか。

これまでの年金額の計算は、平成 16 年改正後の年金関係法の規定により計算した年金額（本来水準）が、平成 16 年改正前の年金関係法の規定により計算した年金額（特例水準）に満たない場合、特例水準の年金額を支給することとしています。

老齢基礎年金満額の場合の年金額は、平成 16 年改正前の規定に定める額（804,200 円）に「政令で定める率（0.978）」を乗じ、786,500 円となり、計算式は以下のとおりとなります。

【計算式】

＜特例水準の年金額（老齢基礎年金満額）の計算式＞

$$\begin{array}{rcccl} \text{平成 16 年以前の規定に定める額} & \times & \text{政令で定める率} & \div & \text{年金額} \\ (804,200 \text{ 円}) & & (0.978) & & (786,500 \text{ 円}) \end{array}$$

平成 25 年 10 月分からの特例水準解消（マイナス 1.0%）による年金額の計算は、上記計算式の「政令で定める率（0.978）」にマイナス 1.0%（=-0.990）を乗じ、「政令で定める率」を「0.968」として計算します。

老齢基礎年金満額の場合の改定後の年金額は 778,500 円となり、具体的な計算式は、以下のとおりとなります。

【計算式】

＜平成 25 年 10 月分からの特例水準解消（マイナス 1.0%）後の年金額（老齢基礎年金満額）の計算式＞

$$\begin{array}{rcccl} \text{平成 16 年以前の規定に定める額} \times \frac{\text{政令で定める率} \times 0.990}{(0.968)} & \div & \text{年金額} \\ (804,200 \text{ 円}) & & (778,500 \text{ 円}) \end{array}$$

※これまでの年金額そのものにマイナス 1.0%（0.990）を乗じても、平成 25 年 10 月分からの年金額となりませんのでご留意願います。

Q2 改定後の年金額のお知らせは、いつ送付されますか。

改定後の年金額については、年金額改定通知書でお知らせします。年金額改定通知書については、12月13日のお支払いに向けて、原則として、年金振込通知書と一体となった通知書（ハガキ）※で、12月4～7日の期間に、順次、年金受給者に送付します。

なお、平成25年11月分以降の年金が在職中で支給停止となる方など、11月15日に10月分の年金額をお支払いする方へは、11月7日に送付します。

※ 2つ以上の種類の年金を受けている方など、2枚以上の通知書でお知らせする年金受給者の方へは、封書で送付します。

Q3 なぜ、平成 25 年 10 月分からの年金額が、改定前の年金額と比較して引き下げ幅が 1.0%となっていないのですか。

平成 25 年 10 月分からの年金額については、法律で定める端数処理や付加年金に物価スライド改定がないこと、および厚生年金基金からの年金（代行部分）は引き下げの対象とならず、国からお支払いする年金額から厚生年金基金代行部分に係る引き下げ分も合わせて差し引かれることなどにより、これまでの年金額を 1.0%引き下げた額と完全に一致するものではありませんのでご了承承願います。

Q4 年金額改定通知書が届く前に改定後の年金額を教えてください。

今回の年金額改定により改定された年金額については、11月上旬および12月上旬に送付される年金額改定通知書によりお知らせすることとしていますので、年金額改定通知書がお手元に届くまでお待ちいただきますようお願いいたします。

Q5 なぜ、平成 25 年 10 月分からの年金額が下がったのですか。

現在の年金については、平成 12 年度から平成 14 年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額を引き下げずに据え置いたことにより、本来の水準より 2.5%高い水準（特例水準）となっています。

そのため、特例水準による年金給付を続けることは、将来の年金受給者となる現役世代の年金額を確保する上で影響があるため、平成 24 年 11 月の法律改正により、平成 25 年 10 月、平成 26 年 4 月および平成 27 年 4 月にかけて、段階的に特例水準を解消することになりました。

これに伴い、平成 25 年 10 月分からの年金額から 1.0%の引き下げが行われます。

Q6 厚生年金基金から年金を受けていますが、国から受けている年金額はどのようにになりますか。

厚生年金基金から年金を受けている方の年金額については、国（機構）からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。

平成 25 年 10 月分からの年金額については、これまでの年金額と比較して、この合計額から 1.0%引き下げられることとなりますが、厚生年金基金の代行部分については、特例水準解消による改定は行われなかったため、国からお支払いする年金額から厚生年金基金の代行部分にかかる引き下げ分がさらに差し引かれます。

なお、引き下げ幅の合計については、厚生年金基金から年金を受けられていない方と変わりません。

Q7 来年に消費税が引き上げられるという時期に、年金額を2.5%引き下げることは、老後の生活の安定等を図るためという年金の趣旨に反するものではありませんか。

特例水準による年金給付については、物価下落時に年金額の引き下げを行わず、年金受給者の生活への影響を緩和するための措置として実施されています。

物価・賃金の下落傾向が長期化したため、物価・賃金の上昇に伴い、特例水準と本来水準との差分を縮め特例水準を解消していく当初の想定の実施が困難となり、特例水準による年金給付を続けたことにより、これまで約8兆円（毎年約1兆円）、本来水準よりも多くの年金額をお支払いしてきました。

そのため、特例水準による年金給付を続けることは、将来の年金受給者となる現役世代の年金額を確保する上で影響があるため、世代間の公平の観点から、平成25年10月分の年金額から段階的に特例水準の解消を図ることになりました。この特例水準の解消は、既にお支払いしてきた特例水準による年金を遡ってお返し願うものではありません。

なお、年金を受給されており、所得が一定の基準以下である高齢者や障害者等の方には、年金生活者支援給付金が支給されることとなります。（平成27年10月から）

Q8 いつの振込分から、改定後（マイナス 1.0%）の年金額となりますか。

改定後の年金については、平成 25 年 12 月（10 月分、11 月分）からのお支払いとなります。

なお、平成 25 年 11 月分以降の年金が支給停止となる方などについては、平成 25 年 11 月（10 月分）にお支払いすることになります。

Q9 年金額が低い方などは、年金額を下げないということ是不可能的ですか。

本来の水準より 2.5%高い水準（特例水準）による年金給付については、年金額の高低にかかわらず行われていますが、このたびの特例水準の解消において、将来の年金受給者となる現役世代の年金額を確保し、世代間の公平を図るため、年金額の高低にかかわらず等しく年金額を引き下げることにより、段階的に本来の水準に戻すものです。

また、特例水準の解消については、一度に引き下げを行った場合、年金受給者の方々の生活への影響が大きいことから、3年間で徐々に解消することとしておりますので、ご理解願います。

Q10 今後の特例水準解消のスケジュールを教えてください。

平成25年10月マイナス1.0%、平成26年4月マイナス1.0%、平成27年4月マイナス0.5%を予定しています。

なお、物価・賃金が上昇した場合には、引き下げ幅は縮小します。